

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 逢澤 圭一郎

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	34
総務県民生活	35
環境農林	36
福祉保健医療	38
産業労働企業	40
県土都市整備	40
文教	42
警察危機管理防災	44
特別委員会	
予算	45
自然再生・循環社会対策	48
地方創生・行財政改革	49
公社事業対策	50
少子・高齢福祉社会対策	51
経済・雇用対策	52
危機管理・大規模災害対策	52
人材育成・文化・スポーツ振興	53
新型コロナウイルス感染症対策	54

〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第50号議案について「国の経済対策と連動して、県債を予算計上しているが、交付税措置はどのようになっているのか」との質疑に対し、「国の経済対策に伴う地方債は、充当率及び交付税措置率の引き上げなど、国の措置が手厚くなっている。例えば、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は地方債充当率が100%、交付税措置率が50%であり、残りの50%も交付税の単位費用で措置されるため、事実上、自治体の負担が生じない措置となっている」との答弁がありました。

次に、第53号議案について、「予備費が5億円の増額となっているが、積算根拠はどうなっているのか」との質疑に対し、「令和4年度当初予算で予備費を10億円計上し、現在の残高は約3億円まで減少している。昨年12月から2月までの約2か月間で高病原性鳥インフルエンザが5回発生し、その防疫措置の所要額が約10億円となっており、今年度は残り1か月あるため、その半分として5億円を計上した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 藤井 健志

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第22号議案について、「と畜検査手数料の値上げについて、事業者に対し十分な周知を行ったのか」との質疑に対し、「保健医療部が本年1月及び2月に県内の各関係団体や県が所管している三つのと畜場に説明をしている。本条例案について議決を頂ければ、各生産者に対しても丁寧に説明していく」との答弁がありました。

次に、第23号議案について、「令和5年度の職員定数改正の特徴はどのようなものか」との質疑に対し、「児童虐待防止対策の強化として、熊谷児童相談所一時保護所の開設に伴う体制強化等のために47人を増員した。また、ポストコロナ社会の構築として、社会経済対策や社会全体のDX推進等のために31人を増員している」との答弁がありました。

次に、第54号議案について、「財源調整のための基金の取崩しを一部中止し、更に財政調整基金に積み増しを行っているが、今年度末の残高見込み額はいくらか。また、財政調整基金の余力はどの程度あるのか」との質疑に対し、「令和4年度末の財源調整のための3基金の残高見込みは、約1,409億円である。これには、県税収入が地方財政計画の見込みより増加したことに伴う地方交付税の精算措置分等を含んでいるため、実質的な残高は約698億円である。地方交付税は、今後3年間で減額されるため、その分を財政調整基金に積むよう国からも指導されており、地方交付税が減額されても財源不足とならないように措置している」との答弁がありました。

このほか、第43号議案についても活発な論議がな

され、第51号議案及び第55号議案ないし第57号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「次期行財政改革プログラム（案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活

委員長報告



委員長 松澤 正

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第38号議案について、「導排水路工事の履行期限が約3か月延長されているが、供用開始に影響はないのか。また、請負金額の変更に単品スライド条項を適用した理由は何か」との質疑に対し、「当該工事が完成した後も、吐出施設工事など複数の工事が続く。これらを工程どおり進めることで、当初から予定している令和6年度の出水期に供用開始できる見込みである。また、どのスライド条項を選択するかは、受注者が決めることとなっており、今回は、受注者が鋼材が大きく値上がりしたことを重視し、単品スライド条項が有利であると判断したと考えている」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第49号議案について、「スポーツ科学によるアスリートの競技力向上とあるが、どのような取組か。また、国では、民間企業と連携して選手を支援しており、民間に協力を仰ぐ

ことが重要と考えるが、どうか」との質疑に対し、「年齢やレベルに応じた育成体制を敷いており、県内のスポーツ系大学に委託して、筋力測定等、アスリートの運動能力を可視化し、個々に応じた助言を行っている。また、埼玉県スポーツ協会と連携し、専門のドクターの派遣等も行っている。スポーツ科学拠点施設の整備に当たっては、民間の力を生かして本県の競技力向上につなげていきたい」との答弁がありました。

このほか、第25号議案、第48号議案及び第54号議案についても活発な論議がなされ、第24号議案、第26号議案及び第64号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第1号につきましては、請願者6名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「あらゆる分野で起きている物価高騰には、消費税の5%への緊急減税こそ最も効果的と考える」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「令和4年度県庁舎再整備検討委員会について」及び「令和5年度地方税制改正案の概要について」、県民生活部から「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」及び「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針の策定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告



副委員長 深谷 顕史

〈急施議案〉

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第50号議案のうち農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「水利施設管理強化事業では、維持管理費に占める電力量等の割合が25%以上の施設管理者を対象にするということだが、具体的にはどのような土地改良区が対象となるのか」との質疑に対し、「対象としては、農業用水のうち、特にパイプラインや揚水機などを管理している比較的大きな土地改良区と、余り人件費をかけずに作業等に対応しているような比較的小きな土地改良区を想定している。現在、葛西用水路土地改良区、川島町土地改良区、豊里東部土地改良区など、七つの土地改良区から、本事業への申請意向があると伺っている」との答弁がありました。

また、「輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業では、民間事業者の輸出に向けた食肉処理施設及び部分肉加工施設の整備に要する経費の一部を支援するということだが、どのような事業計画なのか。また、本事業の効果は何か」との質疑に対し、「民間事業者1社を対象として、国庫事業を活用し、輸出に対応した牛の食肉処理施設などを3年かけて整備し、主にアジアに向けた輸出を行っていく計画である。本事業の効果のうち、施設側のメリットは、付加価値の高い食肉の供給が可能となることから、集荷力の向上が見込まれ、また、高値での取引が期待でき、経営安定につながることである。さらに、県内の肉用牛農家から、本施設への出荷頭数の増加を図ることで、本県の肉用牛農家の経営安定につなげ

ていくことができると考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 木下博信

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第54号議案について、「脱炭素分散型エネルギー社会構築事業について、補助申請が見込みを下回った理由は何か。また、事業の進捗への影響はないか」との質疑に対し、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金の活用を見込んでいた市町村事業について、国庫補助金を活用できたことや、事業の実施時期等が変更になったことなどによるものであり、事業の進捗に大きな影響は出ていない」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第45号議案について、「県営土地改良事業に要する経費負担のうち、ほ場整備事業について、農業後継者を増やすためには、ほ場を大型化することでコストダウンを図り、農家の負担を軽減する必要がある。他県では、県の負担率を上げ、農家の個人負担を軽減している。本県でも、市町村を通して、農業に携わっている方の意見を踏まえ検討する必要があると思うがどうか。また、農家の個人負担を軽減する取組を行う考えはあるか」との質疑に対し、「国のガイドラインに基づき県の負担を定めるのが一般的であり、ガイドラインを超えた負担割合を採用することは難しい。一方で、

地元負担金が事業推進の障害となっていることは課題と考えており、地元負担のない埼玉型ほ場整備事業で取り組むなど、個人負担が軽減される制度等を活用している。県としても、新しい事業制度の検討も含め、市町村と協力しながら、地元負担を軽減できる方法を工夫していく」との答弁がありました。

このほか、第30号議案ないし第32号議案についても活発な論議がなされ、第46号議案及び第60号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。議請第2号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「グリーントランスフォーメーション実行会議や各省における審議会等での議論を踏まえ、本年2月、『GX実現に向けた基本方針』が閣議決定された。同基本方針は、安全性の確保を原子力活用の大前提とし、エネルギー基本計画を踏まえて、原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組むことや、既存施設の活用のため、現行制度と同様に『運転期間は40年、延長を認める期間は20年』との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとしている。また、原子力規制委員会も、運転開始から60年を超える原子力発電所の安全規制に関する新制度案を了承している。原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、その判断を尊重すべきである」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「政府は将来にわたり、原子力発電所に依存し続ける姿勢を打ち出したが、原子力発電所が一度事故を起こせば、住民に甚大な被害を与えることは福島第一原発事故で明らかである。大事故の教訓を忘れ、新たな安全神話を作り出す原発回帰は許されるものではない」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第でありま

す。

次に、議請第3号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「汚染水の取扱いについては、大量貯留に伴うリスクや今後の廃炉工程に対するリスクを踏まえ、経済産業省に設定された小委員会などにおいて検討が行われ、令和3年4月に、国際放射線防護委員会の勧告に沿って定められている規制基準を、厳格に順守することを前提に、国内で放出実績がある点やモニタリング等を確実にかつ安定的に実施可能である点の評価し、海洋放出を選択することが決定された。その後、本年1月に、政府は、『具体的な海洋放出の時期は、本年春から夏頃』と、今後の見込みを発表したところである。政府は、安全性確認のため、第三者機関であるIAEAによる処理水安全性レビュー等を継続して実施しており、昨年5月には、IAEA事務局長が『IAEAは、処理水が太平洋放出される際に、それが国際基準に完全に適合した形で実施され、放出は環境にいかなる害も与えることはないを確認できる』とコメントしている。ALPS処理水への対応方法については、専門家の技術的な議論を踏まえて、その判断を尊重するべきである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「海洋放出は、政府及び東京電力が、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないとした福島県漁業協同組合連合会との文書約束を反故にするものである。時間をかけ、関係者との協議を行うとともに、ALPS処理水の陸上保管を継続し、トリチウム除去の技術開発を進めるべきである」の意見が出されました。

さらに、趣旨採択すべきとの立場から、「海洋放出については、地域関係住民の不安や風評被害を考えると、慎重にならざるを得ない。一方で、処理水の陸上保管を続けることにも、場所の問題やタンクの老朽化等のリスクがあるなどの意見があることも事実である」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、環境部から「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正案について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



副委員長 高橋 稔 裕

〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第50号議案のうち福祉部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「保育人材の養成・確保に向けた支援について、貸付けを実施している埼玉県社会福祉協議会には、現在どの程度の原資が残っているのか。また、資金不足のため、貸付けができなくなったことはあるか」との質疑に対し、「令和4年度当初の資金残高は約8億4,000万円あり、令和4年度に約6億9,000万円の貸付見込みがあるため、現在の資金残高は約1億5,000万円である。なお、資金不足になったことはない」との答弁がありました。

また、「本事業の実施により、どの程度の保育士確保を見込んでいるのか」との質疑に対し、「約560人の保育士が確保できると見込んでいる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 細田善則



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第27号議案について、「児童福祉法施行条例の改正による送迎車両の安全装置の設置義務化については、児童福祉施設等に対して、安全を確保させるためにどのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「経過措置期間中については、国から示された点呼のチェックリストの運用を徹底するよう厳しく指導していく。また、経過措置期間後は、定期的に安全確保のための取組が徹底されているか確認していく」との答弁がありました。

次に、第54号議案について、「障害福祉サービス従事者処遇改善事業における補助金の申請はどのような状況か。また、施設の規模が小さいほど、書類作成等の負担が大きくなるため、申請しやすい工夫や取組が必要と考えるがどうか」との質疑に対し、「障害者施設は小規模事業所が多いため、申請は全体の6割程度である。また、多くの事業所に活用していただけるよう、県による相談支援を行い、問合せには丁寧に対応している。引き続き、国に対して、現場の声を伝えていく」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第54号議案について、「新型コロナウイルスワクチン接種事業では、医療機関に対して支援制度の周知を適切に行っていたのか」との質疑に対し、「制度の開始、延長、変更の際には、登録されている約2,700の接種医療機関に対して、県から郵送で通知を行っているほか、おおむね2か月ごとの申請期間の開始時、終了時にも案内を行った。また、県医師会や市町村にも依頼し、

所管する医療機関に対して、重ねて周知を行った」との答弁がありました。

また、「コロナ禍を経て、医師や看護師の不足が問題になった。県内のどこに住んでいても均衡ある医療を受けられることが重要であり、医師や看護師の確保の方向性を適切に打ち出す必要があると思うがどうか」との質疑に対し、「医師の確保については、後期研修の内容や研修医の生の声などをウェブ上で発信する新規事業を令和5年度当初予算の中で提案しており、今後も医師の意見を確認しながら進めていく。また、看護師の確保についても、潜在看護師へのリスクリングを通じた再就職への呼び掛けを行っていく。今後も医師や看護師の確保に全力で取り組んでいく」との答弁がありました。

このほか、第58号議案及び第59号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第2号議案「埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「施行日を令和5年11月1日としているのはなぜか。また、遅滞なく制度を開始できるのか」との質疑に対し、「制度導入に際し、利用基準を含めた要綱の策定、対象とする駐車施設の確保、市町村との調整、県民に対する周知期間が必要であることに加え、1都3県共同で実施している適正利用に向けたマナーアップキャンペーンを11月に実施していることを参考として、施行日を設定した。また、施行日までの間に、遅滞なく制度を開始できるよう、執行部において、こうした取組に対する準備を進めていくものと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第2号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から

「順天堂大学附属病院整備の進捗状況について」及び「『埼玉県水道ビジョン』の改定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 岡田 静佳



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第54号議案について、「商店街DX推進事業は大幅な減額の補正となっているが、予算編成段階でのリサーチが不足していたのではないか。また、商店街の経営者は高齢化でキャッシュレス決済への対応が難しいなどの課題もあるが、今後どのように事業を継続していくのか」との質疑に対し、「本事業は、国の新型コロナウイルスに係る交付金を財源とした経済対策として編成したもので、直ちに事業に着手する必要等があったが、予算執行が当初の計画どおり進まなかったことは真摯に反省したい。今後はキャッシュレス決済の導入が商店街の活性化につながった事例をPRしていくことで商店街の意識を変革する努力を続けていく」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第65号議案について、「柿木浄水場耐震化事業について、事業計画の変更により、耐震化される施設数が9施設から6施設に減少している。また、耐震化の対象となる施設の処理能力の合計も一日当たり160,000m³から100,000m³に減少しているが、十分な配水量を確保できるのか」との質疑に対し、「企業によって受水する時間帯が異なることもあり、受水企業に配水している平均の配水量は80,000m³である。また、主要な受水企業と災害時における事業継続についての意見交換も

行い、100,000m³であれば事業継続に支障がないとの意見も踏まえ、これを確実に確保できるよう、耐震化した施設の給水規模の計画を立てたものである。なお、通常時においては現在の契約水量を供給するために必要な施設能力である160,000m³を当面の間は維持していく」との答弁がありました。

このほか、第28号議案、第40号議案及び第41号議案についても活発な論議がなされ、第29号議案、第66号議案及び第67号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第28号議案、第29号議案、第40号議案、第41号議案、第54号議案及び第65号議案ないし第67号議案に賛成の立場から、「議案の説明に際しては、より丁寧な資料の配布や説明の仕方も工夫してほしい。また、当初予算は減額されることなく執行されることが理想である。事業計画の策定に当たっては、十分な調査等を行った上で、事業の対象となる人たちが満足できるような結果を導くことを期待する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

副委員長 安藤 友貴



〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第52号議案について、「急傾斜地崩落対策事業における関係町の負担額は

幾らか。また、対策箇所の優先順位をどのように決めているのか」との質疑に対し、「交付金事業全体の補正額が1億5,000万円であるため、町の負担金は750万円となる。対策箇所については、令和3年3月に策定した埼玉県砂防関係施設整備計画で、避難場所や要配慮者利用施設などを含む箇所を整備の優先度の高い箇所としている」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第50号議案について、「住宅居住支援推進事業費では、どのような工事が対象となるのか。また、国の経済対策であることもエコすまい支援事業を活用することが条件とのことだが、国と県それぞれの補助額はどのようになるのか。さらに、制度の利用を促すためにどのようにPRしていくのか」との質疑に対し、「本事業は、国の補正予算事業に上乘せ補助することにより、住宅の省エネリフォームを加速化させるものである。国の補助事業は、断熱改修などの省エネリフォーム、エネファームの設置、子育て対応改修など幅広い工事を補助対象としている。県の補助事業については、窓の断熱など、省エネに資する住宅リフォームを対象を限定しており、補助額は、国の補助事業と同額を設定し、最大で600,000円としている。また、PRについては県のホームページなど様々な媒体や機会を通じて、広く発信していく。さらに、県民からの問合せなどに一括で対応するためのワンストップ窓口を設置する」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 飯塚 俊彦

県土都市整備委員会における審査経過の概要につ

いて、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第54号議案について、「この補正予算での繰越明許費の設定額は、昨年度と比較してどのように増減しているのか。また、その理由は何か」との質疑に対し、「約34億円、割合として13.3%減少している。適正な工期設定が必要な事業について、これまでの補正予算で積極的に繰越明許費を設定してきたことにより、本定例会での設定額は減少した」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第42号議案について、「訴訟対象者に支払能力はあるのか。また、県からの連絡に対して、応答はあったのか」との質疑に対し、「対象者は正社員として勤務しており、支払能力はあるものと理解している。また、令和4年には、電話や文書、訪問などで50回以上に及ぶ接触を試みてきたが、現時点でその全てにおいて反応がない」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第68号議案について、「建設改良費が当初予算額から約43億円減額となっているが、その理由は何か。また、建設改良費の減額により、老朽化や耐震化対策などの事業の進捗に支障が生じないのか」との質疑に対し、「国庫補助金の当初内示額が当初予算で見込んでいた額よりも少なかったこと、現場の状況を踏まえ、工事内容を見直した結果、減額が生じたことが主な理由である。また、優先度の高い事業から発注し、生じた請負差金を次の事業の発注に活用するなど、予算を効率的に活用しており、重要な事業の進捗に影響がないよう工夫している」との答弁がありました。

このほか、第33号議案、第47号議案、第61号議案及び第62号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「埼玉県マンション管理適正化推進計画の策定につ

いて」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告

副委員長 阿左美 健 司



〈急施議案〉

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第50号議案のうち教育局関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今年度、GIGAスクール運営支援センターが対応した件数はどれくらいか。また、どのような事例があったのか」との質疑に対し、「今年1月末時点で、当センターとICT支援員を合わせて、延べ823件の相談に対応している。ハード面では、端末の設定等の技術的な相談、ソフト面では、児童生徒が入力した内容を瞬時に集約して大型映像装置に映し出すなど、アプリケーションの使用法の相談があった」との答弁がありました。

また、「現在、GIGAスクール運営支援センター員を1名、ICT支援員を2名配置しているとのことだが、この人数で823件の相談に対応できているのか」との質疑に対し、「当センター職員及びICT支援員のほか、ICT教育推進課職員が連携して対応しており、来年度もこの体制で対応が可能と考えている」との答弁がありました。

また、「校舎や体育館の老朽化対策工事等について、今回の補正予算で対応しない学校については、今後どのように実施していくのか」との質疑に対し、「他の工事との調整や設計の見直しが必要で工事を実施できない学校については、調整が整い次第、計画的に進めていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について

採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 吉 良 英 敏



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第34号議案について、「県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援を推進するため、県教育委員会事務局職員の定数を増やすとのことだが、どのような事務が増加するのか」との質疑に対し、「スクールバスを利用することができない医療的ケア児が福祉タクシーを利用する場合の支援について、適切に実施するとともに、継続的な支援体制を整備していく。例えば、福祉タクシーや看護師等を委員とする連絡協議会を設置するなどの検討を進める予定であり、これらの事務が増加すると考えている」との答弁がありました。

次に、第63号議案について、「埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計が1億1,326万円の減額となった原因は何か」との質疑に対し、「理由は、貸与者に無利子で貸すために、県が利子相当分を金融機関に支払う事務手数料について、見込んでいた金利の上昇がなかったことや、県が負担している損失補償が見込みより少なかったことにより減額が生じたためである」との答弁がありました。

また、「奨学金の貸与枠5,700人に対して、今年3月末までの貸与見込みが約2,800人と少ない。どのように考えているのか。また、将来、返済しなければならないため、借りることに對してちゅうちょしている面もあると考えるが、どうか」との質疑に對

し、「高校生的人数自体が減少していることや、貸与者の6割を占める私立高校の学生について、保護者負担軽減の制度が充実してきていることなどが原因として考えられる。また、返済を猶予する制度があるため、返済を心配して借りることをちゅうちょする生徒は少ないと考えるが、5,700人という貸与枠については、検討する必要がある」との答弁がありました。

このほか、第35号議案及び第54号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第4号につきましては、採択すべきとの立場から、「コロナ禍の約3年間、学校等では、給食中の会話を控える、いわゆる黙食の対応がなされてきた。国が昨年11月29日に、『座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能』と通知したところである。学校給食を通じた食育は、児童生徒にとって、栄養の摂取だけではなく、周囲と会話しながら食事をするることにより、社会性や協調性が養われるなど、心身の健全な成長につながるものであると考える。そのため、県内の学校等において、感染状況を踏まえつつ、学校給食を通じた食育が推進されるよう、市町村教育委員会等へより一層の周知を図るべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって採択すべきものと決した次第であります。

次に、議請第5号につきましては、採択すべきとの立場から、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、効果的な換気の徹底が重要であることから、学校等において、換気対策機器の整備を引き続き進めていく必要がある。また、国は、本年3月13日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとしており、学校や教職員は、児童生徒本人の意に反して、マスクの着脱を無理強いすることがないようにしなければならない。また、基礎疾患等の事情により着用を希望したり、障害特性等により着用が困難であった

り、様々な児童生徒等がいることを踏まえ、心情等に適切に配慮する必要がある。さらに、マスクの着脱を原因とした人権侵害や差別、いじめが生じることのないよう、適切に対応することも重要である。これらの点について、学校現場等において周知徹底されるよう、県は、市町村教育委員会や学校、保護者等に対してより一層の周知を図る必要がある」との意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって採択すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「不登校児童生徒の多様な教育機会の充実に向けた取組について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 吉 良 英 敏

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、第70号議案の1件であります。

まず、教育長候補者である日吉亨氏から所信表明を聴いた上で質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、所信表明について、「不登校といじめの件数の増加について、どう考えるか。また、いじめの件数は、一昨年までの6年間に全国では2倍、本県では3倍に増加している現状があるが、今後どのように取り組むのか」との質疑に対し、「不登校件数の増加については、学校が子供たちにとって安心で自己肯定感の得られる場所となるよう、教員やスクールカウンセラーも関わりながら、必要に応じて外部機関などとも連携しながら支援を行っていく。また、いじめは、卑劣な行為であり、絶対にあってはならない。教員などの個人に委ねることなく、学校組織や教育委員会が、支援しながら、いじめがなくなるよう取り組んでいきたいと考える。認知件数

の増加は、学校が見届けた結果増加した可能性もあると考えるため、教職員に対して、いじめ関連法規を理解させ、少しのいじめも見逃さないよう取り組んでいく」との答弁がありました。

また、「ヤングケアラーの問題が様々な地域で話題になっている。ヤングケアラーの支援が全国で最も進んでいる埼玉県教育長として、どのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「生徒たちが抱えている状況は様々であることから、生徒のニーズにしっかり寄り添い、場合によっては、連携機関とも相談しながら対応していく」との答弁がありました。

また、「グローバル人材の育成について、日本の歴史や伝統、文化を児童生徒に教えていくことも重要だと考えるが、どうか」との質疑に対し、「国際社会で生きる中で、我が国を愛する気持ち、他国を尊重する気持ちは重要である。社会科の授業や、総合的な探求の時間など、あらゆる教科の中で取り組んでいく」との答弁がありました。

このほか、議案について活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、同意すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第50号議案のうち警察本部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「LED式信号灯器に交換する際、工期を

どのように設定しているのか。また、劣化した信号灯器について、どのように補修を行っているのか」との質疑に対し、「工期は、更新予定の信号灯器の数や調達部品の状況に応じて設定しており、4か月程度となる予定である。補修については、まず、全ての信号灯器に対して、年1回、電球の交換や、灯器の取付状況の確認などの保守、定期補修を行っている。機器の障害や交通事故による破損が生じた場合は、臨時補修を実施している」との答弁がありました。

また、「今回更新を行う箇所はどのように選定したのか」との質疑に対し、「保守点検において、灯器のさび等があったところなどから優先的に選定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 美 田 宗 亮



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第36号議案及び第37号議案について、「特定条件の下、運転者の乗車を前提としない運行、すなわち特定自動運行について、交通事故や法令違反の危険性はないのか。また、交通事故などが生じた場合、責任の所在及び程度をどのように判断するのか。同様に、遠隔操作型小型車による交通事故の場合はどうか」との質疑に対し、

「特定自動運行において、システムの不具合等により、交通事故などが発生する危険性がある。事故が発生した場合、システムの欠陥が原因なのか、あるいは適切な点検を怠ったことが原因なのかなどを個別に精査し、措置を検討する。また、遠隔操作型小型車の通行に起因する交通事故などについては、遠隔操作を行う者が、その責任を負うこととされている」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第39号議案について、「老朽化した防災ヘリコプターに、どのような不都合が生じているのか」との質疑に対し、「現行の機体は、一般的に機体更新の目安とされる運航開始から20年、総飛行時間5,000時間をいずれも上回っている。更新をしない場合、重要部品の交換に億単位の費用が見込まれることに加え、日常の修繕費が高額となることが想定される」との答弁がありました。

また、「取得する防災ヘリコプターと現行の機体との相違点は何か。さらに、納入期限が令和6年9月30日とのことだが、それまでは現行の機体を運航するのか」との質疑に対し、「主な相違点は、エンジン出力が約2倍程度向上すること、横風への安定性や機体強度が増し、安全性が高まることである。加えて、消火タンクの容量が増え、消火効率が向上する。また、現行の機体は、令和5年6月末をもって運航を終了し、新機体の運航開始は令和7年4月を予定している。この間は2機体制になるが、ヘリコプターの検査期間を調整することで、運航できる機体がなくならないよう努める」との答弁がありました。

このほか、第44号議案、第54号議案及び第69号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

予 算 特別委員長報告



委員長 齊藤 正明

予算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案21件であります。

初めに、部局別質疑を3月7日から9日までに3日間行い、集中的に審査を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「収入証紙廃止後のキャッシュレス化について、最終目標が定まっていないと感じるが、どのように考えているのか」との質疑に対し、「県民や事業者が自宅や事業所で手続きが完結することを最終目標としている。そのため、電子申請システムを活用した電子収納を原則としている。今後も県民や事業者にしつかりと周知し、県庁一丸となって進めていく」との答弁がありました。

次に、「デジタル化を進め、効率的な社会をつくっていくためには、アナログ的な手法の廃止に向けた具体的な工程を示すべきと思うが、どうか」との質疑に対し、「国のアナログ規制の点検・見直しマニュアルでは、アナログ規制の見直しに向けた工程表を作成することとなっている。今後、工程表を作成する際には、各手続の見直し期限を明記していきたい」との答弁がありました。

次に、「令和4年7月に埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例が成立したが、本条例に基づき、令和5年度はどのような取組を行うのか。また、性的マイノリティの方が安心して働けるように取り組む企業を登録する制度があるとのことだが、登録状況や取組内容についてはどうか」との質疑に対し、「性的マイノリティの理解増進を図る企業へ講師を派遣し、ケーススタディを用いた実践型研修を行うなど新たな取組を展開していく。また、登録企業については、令和5年3月末時点で金融業など26社の

登録を見込んでいる。取組内容として8項目40指標を設けており、一つでも該当すれば登録することができる。今後もしっかり広報を行い、登録企業を増やしていく」との答弁がありました。

次に、「令和4年9月定例会の環境農林委員会で、次世代施設園芸埼玉拠点の取組と現状について行政課題報告が行われ、『実証技術を導入する農業者数等の目標設定を行った上で、導入促進施策を展開する必要がある』など、様々な指摘がなされたが、令和5年度当初予算にどのように反映したのか」との質疑に対し、「施設園芸パイオニア技術推進事業の先進機器導入補助を大幅に拡充する。また、農業技術研究センター費に次世代施設園芸埼玉拠点と県の実証ラボに係る研究予算を計上するとともに、先進園芸技術の導入を進めるために、先進園芸技術導入推進体制構築調査事業を新設した」との答弁がありました。

次に、「介護職員の確保・定着のためには、処遇改善が重要である。近年の処遇改善加算の取組により、どの程度賃金が改善したのか。また、処遇改善は十分と考えているのか」との質疑に対し、「平成24年度に介護職員処遇改善加算、令和元年度に介護職員等特定処遇改善加算、令和4年10月に介護職員等ベースアップ等支援加算が設けられ、令和3年度時点の事業所における賃金改善月額額は56,157円である。しかし、現在も全職種と比較すると、そこまでの水準に達しておらず、少なくとも、全職種と同程度の水準となるよう、引き続き処遇改善に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「観光地域づくりを牽引するDMOの機能強化のため、事業本部長を外部登用することだが、その能力が遺憾なく発揮されるよう、どのように職場環境を整えていくのか」との質疑に対し、「独立性を持ち、自由な発想で能力を発揮できるよう、事業本部長がDMOの意思決定に関与でき、予算の執行権を持てるようにするなど、既存の体制を変換していく」との答弁がありました。

次に、「県内の不登校児童生徒数は10,000人を超えているが、そのうち約4割の児童生徒は担任教諭以外の相談や指導等を受けていない。県立戸田翔陽高校内に令和4年5月に開設した、不登校生徒の支援教室『いっぽ』の目的や今後の取組を含め、不登

校対策をどのように考えているのか」との質疑に対し、「同校には、小中学校時代に不登校の経験をした生徒が多く在籍しているため、『いっぽ』に通う市内の中学生が、『自分も高校生になって頑張ろう』と自信を持つことにつながると考えている。また、同校の生徒が、自分たちも不登校でつらい思いをしてきたことから、勉強を見てあげたい、一緒に活動したいといった思いで協力してくれており、『いっぽ』を設置した意義は大きい。子供たちが自ら考え、将来を切り開いていく力をどのように身に付けさせるかということが、不登校対策において重要であり、引き続き、しっかり取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「県内の消防団について、団員不足による活動の低下が見られる。消防団の現状をどのように認識しているのか。また、その認識を踏まえた来年度の取組はどうか」との質疑に対し、「若年層の人口減少など消防団を取り巻く環境の変化により、特に、20代、30代の入団者数が著しく減少している。若年層の入団を増加させるためには、若い世代が、消防団を身近なもの、自分事として認識する必要がある。そのために、同世代の現役消防団員が出演するPR動画を作成し、県の公式動画サイトへ掲載するほか、新たに立ち上げた埼玉県消防団ポータルサイトに掲載することで、興味を持った方が、ワンストップで入団申込みまでできる仕組みとしていく」との答弁がありました。

このほか、主な質疑事項として、税務行政におけるDXの推進、サーキュラーエコノミーの推進、犬猫の殺処分対策、高度浄水処理施設の整備、埼玉版流域治水対策、空き家対策の促進、交通安全施設の整備などについて質疑がありました。

次に、総括質疑を3月13日に行い、更に慎重な審査を重ねました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「政策効果がより高い事業を構築するため、事業の再検証をゼロベースで行い、一般財源ベースで約43億円の財源確保を図ったとのことである。今後、義務的経費が増えていく中で、削減できる余地は、ますます狭くなっていくが、どのように財源を確保していくのか」との質疑に対し、「見直しの対

象となる一般財源の総額1兆6,579億円のうち、既に義務的経費は1兆5,358億円となっており、将来における削減余地がより狭くなってくると想定しなければならない。そのため、まずは政策的に自由に活用できる財源に対してEBPM等を進めていくことが大事だと考えている。また、義務的経費の中でも、例えばデジタル化等を進めることによって削減できるものがないか横串を刺して見直してきたところである。手法は違うが、政策的に自由に活用できる経費と義務的経費の両方を見直していく」との答弁がありました。

次に、「DXの今後の方向性について、県内事業者のDX化への支援が重要だと考える。県庁内はDX化が進んできたという印象を持っているが、県民や県内事業者の利便性向上は、これからだと感じる。埼玉県四半期経営動向調査によると、DXに関心がない事業者は20%、分からないと回答した事業者は29.1%であり、合わせると半数近くの事業者がDXから取り残されていると思われるが、どう考えるのか」との質疑に対し、「事業者におけるDXへの取組については、それぞれの事業者が置かれた条件によって異なるので、まずは、事業者に対する利便性を高め、そして、好事例を横展開していくことが必要と考えている。DXビジョンロードマップの中では、令和5年度末では事業者のDXへの取組割合をまだ半数としている。それを少しずつ広げることが事業者にとって最も利益を実感できるものになると考える」との答弁がありました。

次に、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、制度を導入することにより、当事者への励まし、安心感につながる。また、制度導入が起爆剤となり、各方面に多くの影響や効果を生み出す。一部では、同性婚を認めると、社会の在り方、価値観及び家族の在り方が変わってしまうと考える人もいるが、これは正に当事者に対する人権への配慮を怠ったものである。このような考えのある社会を変えていく必要があるのではないかと」との質疑に対し、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度というものが仮にあるとすれば、それは国において、夫婦関係あるいは家族の関係等に鑑み法律でしっかりと規定をするものであり、憲法との関係等で、国において、しっかりと議論するべきものである。しかし、

権利やそれに関する制度については、県が大いに関係するところであり、個々に関わる制度については見直しを進めており、LGBTQの方の権利、そして、今後の未来について励ますような形で、あらゆることを行っていきたい」との答弁がありました。

このほか、主な質疑項目として、スポーツの振興、障害児者施設整備、子育てファミリー応援事業、自殺予防対策、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う医療体制、ポストコロナに向けた産業振興、地域医療の充実などについて質疑がありました。

次に、討論及び採決を3月15日に行いました。討論では、第1号議案に賛成の立場から、「児童虐待防止対策では、警察との連携強化、市町村の児童相談体制の強化を支援するなど県を挙げて取り組む姿勢について評価でき、いじめや不登校対策では、課題に対応するためスクールソーシャルワーカー等の拡充などの取組について評価できることから賛成する」。また、「LGBTQへの支援、児童相談所及び一時保護所の整備、さらに、特別支援学校増築のほか、医療的ケア児への対策など、『誰一人取り残さない』を掲げ、就任以来取り組んできた知事の姿勢にふさわしいものと評価し賛成する」との討論がありました。そのほか、第8号議案及び第21号議案についても賛成の立場から討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案21件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、附帯決議が提案されました。『第1号議案令和5年度埼玉県一般会計予算』については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されることに伴い、約3年間続いたコロナ禍での社会生活は新たな局面を迎えるが、ロシアのウクライナ侵略に起因する物価高騰等によって、財政運営には大きな懸念がある。こうした先行き不透明な社会情勢の中、正に持続可能な誰一人取り残さない社会の構築が不可欠であるが、政策の実効性に懸念を抱かざるを得ない事業が散見された。については、事業の必要性や執行方法について十分検討し、適切な対応を求めるものである。

第一に、県証紙廃止後の収納については、コスト

が増大しているとともに、利用者の真の利便性を踏まえていないとは言えない。未来像を見据えてバックキャストの発想で確実に進めること。

第二に、県庁舎の再整備に当たっては、他の拠点整備に影響を与えることのないよう早期に目標期限を定めること。

第三に、大宮公園陸上競技場兼双輪場については、老朽化により陸上競技場としての機能は既に喪失しているとともに今後のコストの増大が明らかであり、大宮スーパー・ボールパーク構想の阻害要因となっている。大宮公園陸上競技場兼双輪場の使用期限を明確にするとともに、民間資金・ノウハウを活用した施設整備を前提に検討し、それらを活用できない場合は一場体制も視野に期限を決めて検討すること。

第四に、性の多様性を尊重した社会づくりの推進のため、県として、電子申請等の当事者が利用しやすいパートナーシップ及びファミリーシップ届出制度の導入を検討すること。

第五に、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの目指すコンパクトで持続可能なまちづくりについて、明確な将来像を示すこと。また、参加市町村に対する支援の在り方について検討すること。

第六に、子育てファミリー応援事業については、当事者目線と物価高の現状も踏まえつつ、県民のニーズも多様であることから子育て世帯に対する支援を効果的に行うため、現金給付を検討するとともに支給額の増額を検討すること。

第七に、保育人材の確保に向けて、月例給与に対する県単独の上乗せ補助を検討すること。また、奨学金返済支援等を拡充すること。

第八に、乳幼児医療費助成制度について、子育て世帯の経済的負担軽減、市町村の財政的負担軽減の観点から、助成対象年齢の引上げと所得制限の撤廃について検討すること。

第九に、埼玉県コバトン健康マイレージ事業については、医療費抑制効果と健康寿命の延伸について、調査及び検証結果を明らかにした上で、市町村移管を行うとともに経過を把握すること。

第十に、埼玉県物産観光協会（DMO）の職員採用にあたり、県は世界に通用する取組強化のため、知見と実績を有する人物を採用できるよう支援するとともに、能力が発揮できる環境を整えること」

以上の内容であります。続いて、質疑並びに附帯決議に反対の立場から討論があり、採決いたしましたところ、多数をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告



委員長 岡 地 優

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「地球温暖化対策実行計画について、温室効果ガス排出量削減の中間目標を設定した意義や目的は何か。また、2030年度の削減目標を、これまでと比べ高く設定しているが、この目標の達成に向けて、どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「地球温暖化は2030年あるいは2050年を見据えた中長期的な課題である。同実行計画の期間が長期にわたることから、計画の実効性を高めるために、2026年度の中間目標を設定した。その目標を達成するために、目標設定型排出量取引制度などの取組を引き続き行っていく。これに加えて、『埼玉版スーパー・シティプロジェクト』などによる持続可能なまちづくりや、環境への取組が企業の収益にもつながるサーキュラーエコノミーへの移行など、カーボンニュートラルの実現に向けた社会変革につながるような施策に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「ニホンジカの狩猟の担い手育成のため、

どのように普及啓発をしていくのか。また、銃を使った事件の防止のため、銃所持者がどのような人物か確認する必要があると考えるがどうか」との質問に対し、「現在の捕獲ペースを維持するため、都内から近く、利便性が高いことをアピールするなど、特に若い世代への普及啓発を進める方法を検討していきたい。また、銃の所持に関しては、銃の所持許可を行う公安委員会とも連携を深めるとともに、狩猟の習熟度別研修の中でマナーアップを図るなど、しっかりと取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、河川の水質保全の推進について、「生活排水処理施設の整備や合併処理浄化槽への転換と下水道普及の促進を更に図るようにすること」。

農林業・農山村の循環型社会への貢献について、「山主、伐採業者、製材業者、工務店に単に財政支援をするだけでなく、互いにリンクして情報共有し、それぞれが経営感覚を持てるように県が全力でサポートすること」。

資源循環社会づくりについて、「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームについては、国、県、市町村、事業者、消費者それぞれが連携し一体的に取り組めるよう推進していくこと」「太陽光パネルのリユース・リサイクルに関し、県外自治体との連携を図り、適切に実施できる体制を整えること」。

脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生について、「土砂崩れの危険性も踏まえ、環境保全のための森林法の改正やアセスメントの改善をすること」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、なお調査検討すべき課題も残されておりますが、一応、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。

以上で、本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告



委員長 小久保 憲 一

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「行財政・職員の働き方改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「男性職員の育児休業について、取得期間が2週間以上1か月以下の職員が最も多く、全体の46.9%を占めるとのことだが、より長期に取得できるよう助言等をしているのか」との質問に対し、「所属の管理職と面談の機会を設け、家庭の状況や取得期間の希望を確認した上で、長期の取得を促している」との答弁がありました。

次に、「AIチャットボットの『埼玉コンシェルジュ』が本年3月末で終了することのことだが、AIにどのような限界があり終了を決断したのか。また、これまでに蓄積されたデータはどうなるのか」との質問に対し、「アクセス数の半分以上が勤務時間外のため、24時間対応できたことなどについて、一定の効果はあったと考える。しかし、新しい質問に対応できないという限界があった。蓄積された『Q&Aデータ』などは、県のホームページで活用するなど、県の財産として引き継いでいく」との答弁がありました。

次に、「優秀な人材を確保するためには、職員の給与が重要であると考えますが、どうか」との質問に対し、「地方公務員の給与は、人事委員会の勧告に基づき決定しているため、人事委員会と問題意識を共有していきたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した、本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、地方分権改革については、「提案募集制度について、5か年計画の視点を取り入れて提案を募集するなど、本制度を職員の意識や意欲の向上の一助とすること」。

次に、地方財源の確保対策については、「インフラ修繕費、急速な高齢化に伴う社会保障関連費の急増に対応するため、ネーミングライツの検討、未利用財産の活用・売却、企業版ふるさと納税の増加策を計画的に強く推進すること」。

次に、情報技術の活用・DXの推進については、「県はもとより、市町村のデジタル化が進んでこそ、県民への行政サービスが向上するので、一層の市町村支援を図ること」。

次に、行財政・職員の働き方改革については、「男性職員の育児休業等取得促進について、長期の休業等が取得できるように、職員とよく相談するとともに、制度を整えること」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、なお調査検討すべき課題も残されておりますが、一応、今回をもって審査を打ち切ることとした次第であります。

以上で、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策

特別委員長報告

委員長 新井 一 徳



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益財団法人いきいき埼玉」、「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」及び「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人いきいき埼玉について、「県民活動総合センターの利用者数の大幅な減少は新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われるが、利用者数の回復に向けてどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「コロナ禍でイベントや事業が実施できなかったことが利用者数の減少の大きな原因である。今後は、これまで利用があった企業や団体への営業に加え、新たな利用者の開拓を行いながら、より魅力的なイベントや事業を開催することで、多くの県民の方に活用していただける施設としていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団について、「新たな芸術監督が就任したことによって、彩の国さいたま芸術劇場はどのように変わっていくのか」との質問に対し、「令和2年度から議論を行い、当財団のミッションとして『Art for Life ーすべての人生に芸術をー』を定めた。令和4年度に新たに就任した近藤良平監督の自由さや人脈の広さはこのミッションの達成に適任であり、期待している。令和5年度以降は、監督自らが県内各地に赴き、それぞれの地域の文化や地域の方々とコラボレーションができないか模索していきたい」との答弁がありました。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団について、「児童養護施設卒園児童の進学率及び就職率は年度によってばらつきがある。進学を希望する児童は確実に進学ができていくのか」との質問に対し、「児童と職員との面談に当たっては、児童の生育歴や家庭環境もよく見て、将来を丁寧に見極めながら進路の方向性を決めている。現時点では、児童本人が希望した進路に確実に進むことができていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、公益財団法人埼玉県産業振興公社関連として、「原材料の価格高騰について、国・県・市町村において対策の取組が進んでいるところであるが、埼玉県産業振興公社も、具体的な原油・原材料の価

格高騰への対策を推進して、県内中小企業や小規模事業者への支援を更に強化していくこと」。

次に、埼玉県道路公社、株式会社さいたまりパークフロンティア及び公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団関連として、「委託業務を発注する際は、県内企業に配慮した発注形式とすること」。

次に、埼玉高速鉄道株式会社関連として、「埼玉高速鉄道の延伸に関しては、県、市、埼玉高速鉄道株式会社の垣根を越えて、協力体制を組み上げること」。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団関連として、「児童養護施設を巣立つ若者への支援を一層強めること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、なお調査検討すべき課題も残されておりますが、一応、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。

以上で、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告



委員長 齊藤 邦明

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「子育て支援について」及び「児童虐待防止対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「令和4年4月から不妊治療について保険適用されることとなったが、男性に要因がある不妊も多いと聞く。男性の不妊について現状を把握しているのか。また、男性の不妊についてどのように周知しているのか」との質問に対し、「WHOの調査によると、不妊の要因のうち、約50%が男性側にあ

ると報告されている。県では、男性の不妊治療を周知するため、男性不妊治療の経験がある著名人の特別講座を県内の高等学校や大学で開催した。また、若い世代へ妊娠・不妊に関する正しい知識を普及・啓発するため、県内の高校2年生全員に冊子を配布した」との答弁がありました。

次に、「児童虐待の通告について、警察と児童相談所との連携が適切に図られていない事案がある。現実の動きを想定し、迅速に対応できる体制づくりに力を入れていくべきと考えるが、いかがか」との質問に対し、「現場レベルにおいて、関係機関との連携を充実させるためには、各機関の取組を具体的に把握することが重要である。円滑な連携体制を担保するために、関係機関と意見交換を行いながらしっかりと取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、障害者の自立支援について、「医療的ケア児の支援について、全市町村に医療的ケア児等コーディネーターの配置を早急に進め、県民ニーズに応えられる体制を整備すること」。

次に、地域医療について、「災害医療及び救急医療では、同じ病気やけがでも医療サービスを受ける地域によって助かる命と助からない命となつてはいけない。一刻も早く地域の格差をなくすこと」。

次に、高齢者への支援について、「必要となる介護職員数を確保するため、介護職員の処遇改善に向けた対策に努めること」。

次に、子育て支援について、「不妊の要因について約半数は男性にあるため、男性要因の不妊があること及び男性の不妊治療について、周知、広報をすること」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、なお調査検討すべき課題も残されておりますが、一応、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。

以上で、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 荒木 裕介



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「企業誘致と先端産業の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「先端的な研究開発には多くの時間と資金を要する。県の補助事業終了後はどのように支援をしていくのか」との質問に対し、「先端産業の研究開発には時間がかかるため、フォローアップが重要である。そこで、複数年にわたる研究開発に取り組む事業者に対しては、必要に応じて国等の各種助成の獲得支援などを行っている。さらに、今年度からは、補助金採択企業に対する伴走支援を始めた。補助事業終了後も構築した関係を生かし、更なる機能向上や、必要な補助金の獲得、販路の開拓など、企業の実情に合った柔軟な対応をしていきたい」との答弁がありました。

次に、「企業誘致について、他県との競争も激しい中、本県の優位性を考える必要がある。流通関係の企業が産業用地を高価格で購入していく状況があると聞いている。製造業を誘致し雇用を創出したいという地元の要望や地元で起業した方に立地してもらいたいという考えもある。それらを踏まえた調整が必要ではないか」との質問に対し、「市場価格の中での取引となるため、対応が難しい部分もあるが、バランスは必要である。『エントリー＆オーダーメイド方式』の採用、地区計画の調整や企業募集における地元企業の優先枠の設定など、特定の分野の企業に偏りが出ないように産業団地の供給に努め

ていきたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について、「返済については、事業者からの相談に対して、きめ細やかに対応すること」。

次に、中小企業の振興について、「キャッシュレス端末の導入推進に当たっては、キャッシュレス決済事業者自身の営業努力の分野、事業者自身の経営判断など役割分担を十分に意識し、事業展開を検討すること」。

次に、雇用対策と働き方改革の推進について、「女性の就職支援について、潜在的求職者に向けて、更に就職活動の場を多様に提供し、就職から定着までの支援を行うこと」。

次に、企業誘致と先端産業の推進について、「産業団地の確保については、庁内横断的に検討し、特に食料自給に向けての農地とのバランスを確保しつつ、経済効果の高い県土利用を図ること」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、なお調査検討すべき課題も残されておりますが、一応、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。

以上で、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 日下部 伸三



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「消防力の充実・強化について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「消防団への従業員の加入を推進している事業者に対して、県としてインセンティブは設けているのか。また、道路交通法改正により、平成29年3月以降に普通自動車免許を取得した場合、3.5トン以上の消防ポンプ車を運転するためには、準中型免許の取得も必要となった。若者の入団促進として、当該免許取得への支援は行っているのか」との質問に対し、「県では、建設工事入札参加資格審査において、市町村長から消防団協力事業所として認定された企業への加点を行っている。また、消防団員の準中型免許取得補助は県内21の自治体で実施されている。県としても補助を行う自治体を支援する補助制度を創設するとともに、補助制度がない自治体へ導入を働き掛けていきたい」との答弁がありました。

次に、「埼玉県消防学校の初任教育について、希望どおりに職員が教育を受けられない状況が続いている。施設のキャパシティ不足や老朽化等も踏まえ、消防学校における教育の中長期的な在り方について、どのように考えているか」との質問に対し、「今後の教育訓練の在り方について、消防本部も参加する検討部会を設置し協議をしているところである。ハード面など中長期的な課題についても、検討部会での議論を踏まえ、できる限り速やかに検討していきたい」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、災害に強い県土づくりについて、「埼玉県川の防災情報について、ウェブサイトのリニューアルを周知するとともに、更なる効果的な発信に努めること」。

次に、大規模災害時の対応について、「市町村情報連絡員と市町村の危機管理担当との連携は重要であることから、市町村の防災訓練などに積極的に参加し、顔の見える関係を作っていくこと」。

次に、災害や危機への対応力向上に向けた取組について、「県民参加型の実践的な帰宅訓練の実施に向け、具体的な検討を進めること」。

次に、消防力の充実・強化について、「従業員の消防団加入について、団体や企業に更なるインセンティブを設けることを検討し、加入促進につなげる

こと」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましても、なお調査検討すべき課題も残されておりますが、一応、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。

以上で、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



委員長 立石 泰広

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県文化振興基金伝統芸能サポートは、令和4年度に8件助成したとのことだが、助成対象となる国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存継承団体は幾つあり、どのように交付決定しているのか。また、対象団体への周知は、どのように行っているのか」との質問に対し、「対象は365団体であり、毎年募集を行った上で交付決定している。周知については、彩の国だよりやホームページに掲載するとともに対象団体にチラシを配布している」との答弁がありました。

次に、「彩の国さいたま芸術劇場は、『日本で公演するならこの劇場』と世界から評価され、これまでたくさんの公演を行い、実績を積んできた。大規模改修工事後はどのような点に留意して世界に発信していくのか」との質問に対し、「大規模改修工事により、照明や音響、舞台機構が改修され、演出の幅が広がり、更に芸術性の高い舞台作品の提供が可能となる。リニューアルされた芸術劇場では、蜷川幸雄前芸術監督のレガシーを引き継ぐとともに、新た

に近藤良平芸術監督による独自の展開を加え、世界に誇れる芸術性の高い作品の創造・発信に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、教育改革について、「子供たちがICTを毎日使うことと学力に関するエビデンスについて、早期に専門家と連携し、市町村や県立学校で生かすこと」。

次に、グローバル人材の育成について、「今後の事業の実施に当たっては、グローバル人材についての本質的認識と整合性が図れるものであるよう、その位置付けを明確にして進めること」。

次に、スポーツの振興について、「アスリートの発掘及び育成支援体制に関する課題を解決し、更なる強化を図ること」。

次に、文化の振興について、「文化芸術で地域の活性化を図るとともに、経済の好循環を創出すること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、なお調査検討すべき課題も残されておりますが、一応、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。

以上で、本委員会の報告を終わります。

新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

委員長 小島 信 昭



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「現下の新型コロナウイルス感染症対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「感染症法における新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更により、何がかわるのか不安を感じる県民が少なくない。変更後の医療提供体制等について、国が方針を示した時点で県民に分かりやすく周知していく必要があると考えるが、どうか」との質問に対し、「県民や医療現場が混乱することなく、円滑に5類感染症への変更となるよう、今のうちから準備を進めていく。国の方針が示され次第、ホームページやSNS等、様々な機会を捉えて、県民目線に立ち、丁寧に説明していきたい」との答弁がありました。

次に、「特別支援学校におけるスクールバスの新型コロナウイルス感染対策について、5類感染症への変更により、今後どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「現在、車内の過密状況を緩和し、登下校時の感染リスクを低減させるために、一定以上の乗車率になった場合にスクールバスを増便させている。令和5年度も国の財源を活用し、引き続き実施していく」との答弁がありました。

次に、「文部科学省の黙食緩和方針に基づき、県からも通知を発出して黙食緩和に向けて取り組んでいるが、本年4月1日からの対応はどうか。また、黙食への対応は、学校ごとにより温度差があると聞かすが、今後どのように対応していくのか」との質問に対し、「本年4月以降のマスク着用を求めない方針を踏まえ、文部科学省により衛生管理マニュアル等の改定が行われる見込みである。コロナ禍以前の状態を目指すことを基本とし、国の対応等を踏まえながら、児童生徒や保護者へ周知していく。また、黙食については、市町村教育委員会が各学校の状況を把握する動きもあるため、県として、市町村と連携していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会の付託案件につきましては、なお調査検討すべき課題も残されておりますが、一応、今回をもって審査を打ち切ることに決した次第であります。以上で、本委員会の報告を終わります。